竹原市介護職員研修受講支援補助金交付要綱

　（趣旨及び目的）

第１条　この要綱は，竹原市介護職員研修受講支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，必要な事項を定めるものとする。

２　本事業は，介護職員の研修受講に要する経費に対して補助金を交付することにより，介護人材の確保，資質向上，市内の介護事業所等への定着を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 初任者研修　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程。
2. 実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法(昭和６２年法律第３０号)第４０条第２項第５号に規定する養成施設において行われる介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得するための課程
3. 介護事業所等　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定居宅サービス事業者，指定地域密着型サービス事業者，指定介護予防サービス事業者，指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する介護保険施設，老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく養護老人ホーム，軽費老人ホーム及び有料老人ホームであって，市内に存するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は，次の各号の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

⑴　受講者支援　平成３０年４月１日以降に初任者研修を修了した者又は令和３年４月１日以降に実務者研修を修了した者であって，次に掲げる要件をいずれも満たすもの

(ア)　初任者研修又は実務者研修（以下，「介護研修」という。）にかかる受講料を負担した者であること。

(イ)　介護研修の終了日が申請日前１年の期間内であること。

(ウ)　介護研修終了後，介護職員として３か月以上継続して就労し，かつ，補助金の交付申請時において就労が継続されていること。（介護事業所等と雇用契約を締結している者に限る。常勤・非常勤の区分を問わない。）

(エ)　受講料に充てるものとして，国や他の地方公共団体等による助成金等（求職者支援制度等による場合を含む。）を受けていないこと。

　(オ)　市税等の滞納がないこと。

⑵　事業者支援　介護事業者等（市内で介護事業所を運営する法人をいう。以下同じ。）であって，次に掲げる要件をいずれも満たすもの

(ア)　介護事業者等が雇用する従業者等（従業者又は従業予定者をいう。以下同じ。）の介護研修にかかる受講料を負担していること。（受講料を負担した従業者に対し，介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。）

(イ)　介護研修の終了日が，申請日前１年の期間内であること。

(ウ)　介護事業者等が運営する市内の介護事業所等で介護職員として就労している者又は就労予定の者が，当該研修修了後３か月以上継続して就労し，かつ，補助金の交付申請時において就労が継続していること。（常勤・非常勤の区分を問わない。）

(エ)　受講料に充てるものとして，介護事業者等又は従業者等が，国や他の地方公共団体等による助成金等（求職者支援制度等による場合を含む。）を受けていないこと。

　(オ)　市税等の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費等は，別表のとおりとする。ただし，予算の範囲内において市長が認める額とする。

２　前項により算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　この要綱により補助金の交付を受けようとする者は，補助の要件を満たした時点で，速やかに竹原市介護職員研修受講支援補助金交付申請書（別記様式第１号）に関係書類を添えて，市長に提出するものとする。

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は，前条に規定する交付申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，竹原市介護職員研修受講支援補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の規定による通知を受けた者は，竹原市介護職員研修受講支援補助金交付請求書（別記様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は，前項の規定による 補助金の交付請求を受けたときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第８条　市長は，補助金を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

　⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　⑶　前号に掲げるもののほか，市長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第９条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しを行ったときは，補助金の交付を受けた者に当該取消しに係る補助金を返還させることがある。

２　前項の返還を命ぜられた者は，速やかに補助金を返納しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年８月２０日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助率 | 補助金額 |
| 受講者支援 | 受講者が，指定事業者に直接支払った受講経費（必須テキスト代及び実習費を含む。ただし，補講料及び振込手数料等は含まない。以下同じ。） | ２分の１ | 対象経費に補助率を乗じて得た額  （ただし，４０，０００円を上限とする。） |
| 事業者支援 | 介護事業者等が，指定事業者に直接支払った従業者等に係る受講経費 | ２分の１ | 対象経費に補助率を乗じて得た額  （ただし，従業者等１人当たり４０，０００円を上限とする。） |
| 従業者等が，指定事業者に直接支払った受講経費に対して，介護事業者等が当該従業者等に支払った支給金（全額又は一部に相当する金額であって給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。） | ２分の１ | 対象経費に補助率を乗じて得た額  （ただし，従業者等１人当たり４０，０００円を上限とする。） |